

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月31日
【会社名】	株式会社東京ソワール
【英訳名】	TOKYO SOIR CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小 泉 純 一
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03(3475)1251(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理本部長 小 林 義 和
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山一丁目1番1号
【電話番号】	03(3475)1251(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員管理本部長 小 林 義 和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京ソワール関西支店 (大阪市中央区南船場二丁目5番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2021年3月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年3月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

利益準備金の全額を減少させるとともに、別途積立金の全額を取り崩し、当期の繰越利益剰余金の欠損を填補する。

第2号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行する。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行う。

今後の事業展開の多様化に備えるため、第2条（目的）について、事業目的の一部変更及び追加を行う。

その他、条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、村越眞二、小泉純一、青山秀夫、大島和俊、小林義和、石井銀二郎の6氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、宮本幸三、野村浩子、岡本雅弘、瀧村竜介の4氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、また使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）と決定する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額は、年額36百万円以内と決定する。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

2020年2月14日付けで公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」と同内容の制度であり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、あらためて本株主総会に付議した。そのため、従来の制度から特段の変更はなく、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬額の範囲内にて、割当ての対象となる取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額40百万円以内と決定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件	23,166	229	0	(注) 1	可決 99.02
第2号議案 定款一部変更の件	23,235	160	0	(注) 2	可決 99.31
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件					
村越 眞二	23,196	199	0	(注) 3	可決 99.14
小泉 純一	23,202	193	0		可決 99.17
青山 秀夫	23,206	189	0		可決 99.19
大島 和俊	23,210	185	0		可決 99.20
小林 義和	23,203	192	0		可決 99.17
石井 銀二郎	23,206	189	0		可決 99.19
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
宮本 幸三	23,207	188	0	(注) 3	可決 99.19
野村 浩子	23,212	183	0		可決 99.21
岡本 雅弘	23,205	190	0		可決 99.18
瀧村 竜介	23,213	182	0		可決 99.22
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	23,204	191	0	(注) 1	可決 99.18
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	23,201	194	0	(注) 1	可決 99.17
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件	23,130	265	0	(注) 1	可決 98.86

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。